

平成 30 年 1 月 11 日

計画相談支援における 「サービスの更新時」のモニタリングの実施時期の変更について

1. 概要

(1) 現在の取り扱い

障害福祉サービス等の更新におけるモニタリング（継続サービス利用支援、継続障害児支援利用援助）の実施については、サービスの有効期間の最終月において実施することとなっており、その後、当該モニタリングの結果を踏まえ、更新のためのサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案を含む。以下、「計画案等」という。）の作成を行うこととなっている。

(2) 現状

最終月のモニタリングについては、下記のような現状がある。

- ・最終月の中で、モニタリングの日程調整をすることが困難である。
- ・モニタリング自体にも時間がかかるため、余裕をもってモニタリングできないことがある。
- ・最終月のうちに、計画案等の作成をする必要があるが、日程に追われることとなり、余裕をもって作成できない。
- ・計画案等の作成が間に合わないことがある。

(3) 対応方針

利用者に対して、より熟考された計画案等に基づく支援を提供し、あわせて相談支援事業者にとっても負担のないモニタリングを可能とするために、モニタリング時期を 1 か月前倒しして実施できることとし、余裕のある期間でモニタリングを実施できるようにする。

一方、報酬算定は、国の基準に基づき、従前どおり報酬告示に準じて算定する。

2. 変更内容

(1) 前倒しできるモニタリング

利用状況が安定している利用者について、下記の条件をすべて満たしている場合には、モニタリングを 1 か月前倒しして実施できることとする。

- ①サービス更新にあたってのモニタリングであること（6 か月ごと等を実施する中間モニタリングは対象とはならない）。
- ②最終月より前倒しで実施することについて、利用者から同意を得ている。

- ③モニタリング期間が、「6 か月ごと」、「1 年ごと」の者のみが対象（「毎月」や「3 か月ごと」は対象外）。
- ④モニタリング後に利用者からの連絡等により、計画案等の変更の必要性がある場合には、当初作成した計画案等の修正を行うこと。

（2）報酬算定について

報酬については、継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）を行った後に、サービス利用支援（障害児支援利用援助）を一連の流れで行っているため、サービス利用支援（障害児支援利用援助）のみ算定することとなる（従前のおり）。これは、モニタリングの実施を前倒した場合においても、同様であるため、サービス利用支援（障害児支援利用援助）のみ算定すること。

一方、モニタリングを行った結果、サービス利用の必要性がなくなったと判断するケースなど、更新のための計画案等を作成しない場合には、継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）のみ算定することとなる（従前のおり）。この場合には、国の報酬告示上、モニタリング対象月においてモニタリングを実施していることを要するため、前倒しをした月にしか訪問をしていない場合には算定できないため、留意すること。

（3）本取り扱いの対象者について

本取り扱いは、名古屋市で支給決定された者について、対象とする。

（4）その他留意事項

上記（1）①に記載のとおり、本取り扱いは、「サービス更新」にあたってのモニタリングである。6 か月ごと等を実施する中間モニタリングは対象とはならないため、留意すること。